

街区表示板の設置業務仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、東大阪市都市計画室（以下「発注者」という。）が受注者へ委託する「街区表示板の設置業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

(業務目的等)

第2条 この業務における目的及び内容は、別紙1のとおりとする。

(設置業務区域)

第3条 設置業務区域は、別紙2のとおりとする。

(貸与品等)

第4条 貸与品等は、別紙3のとおりとする。

(打合せ)

第5条 受注者は、作業の実施にあたり、発注者と綿密に打合せを行うものとする。このとき、受注者は打合簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(管理技術者)

第6条 管理技術者は、作業の履行にあたり技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する測量士でなければならない。

(照査技術者)

第7条 照査技術者は、作業の履行にあたり技術上の照査を行うに必要な能力と経験を有する測量士又は測量士補と同等の者でなければならない。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることはできない。

(納入する成果品等)

第8条 受注者が納入する成果品等は、別紙4のとおりとする。

(設計変更の積算方法)

第9条 設計変更における業務費の変更は、発注者の積算により算出する。

(提出書類)

第10条 受注者は、別表に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

(その他)

第11条 その他業務の遂行上疑義が生じた場合は、速やかに本市担当職員に報告し、その処置について指示を受けるものとする。

別 表

提出書類一覧表

提出書類	提出時期			摘要
	着手前	作業中	終了後	
①作業計画書(様式1)	○			
②作業変更計画書(様式2)		○		注1
③作業進捗報告書(様式3)		○		注2
④業務着手届(様式4)	○			
⑤業務完了届(様式5)			○	
⑥成果品納入書(様式6)			○	
⑦資料貸与等申請書(様式7)		○		
⑧貸与資料返納届(様式8)			○	注4
⑨身分証明書交付願(様式9)	○			注3
⑩身分証明書返納届(様式10)			○	注3、注4
⑪管理技術者及び照査技術者届(様式11)	○			
⑫管理技術者経歴書(様式12)	○			
⑬照査技術者経歴書(様式13)	○			
⑭打合簿(様式14)		○		
⑮見積書	○			任意様式
⑯請求書			○	任意様式

注1)作業計画に変更が生じた場合について提出すること。

注2)作業の進捗について、本市担当職員より報告を求められた場合に提出すること。

注3)土地の立入を伴う外業を行う場合について提出すること。

注4)検査合格後に提出すること。

1. 業務目的

本業務は、住居表示整備事業実施効果の維持を目的として行うものであり、本仕様書は、これに係る街区表示板の設置における業務委託について規定するもの。

2. 業務内容

(1) 打合せ

本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と適宜打合せを行う。打合せの回数は、着手時、中間時、完了時の計3回を基本とし、業務の進捗上、発注者又は受注者が別に打合せが必要と判断した場合は、基本回数に限らず、打合せを行うものとする。

(2) 町街区境界図作成

発注者が貸与する白地図データを基に、設置業務区域の町街区境界を図示し、町街区境界図を作成し発注者に確認をとる。なお、発注者と協議の上、受注者が所有する白地図データを用いても良いこととする。

(3) 設置位置の検討

①電柱及び街区表示板の設置状況（現況図の作成）

現地調査の上、設置業務区域に存する関西電力株式会社が所有する全ての電柱（以下「関電柱」という。）、西日本電信電話株式会社が所有する全ての電柱（以下「NTT柱」という。）、電柱以外に設置されている街区表示板の位置全てを（2）で作成した町街区境界図にプロットする。なお、電柱位置をプロットするにあたっては、調査時点の街区表示板の設置状況の有無がわかるようにすること。

②既存街区表示板の撤去

既存で街区表示板が設置されている場合は、撤去すること。

<撤去にあたっての留意点>

- ・外壁等に設置されている街区表示板は、設置状況を確認のうえ、発注者と協議すること。
- ・撤去した街区表示板及びステンレスバンドは、適切に受注者で処分すること。

③作業用地図の作成

①で作成した地図を基に、街区表示板の設置位置の案を作成し、発注者と協議の上、設置位置を示した作業用地図を作成する。なお、街区表示板の設置位置は、1

街区4枚、街区の四隅の電柱に設置することを基本とし、設置位置の検討を行うこととする。

設置位置の優先順位は次のとおりとする。

関電柱→NTT柱→市照明

④申請書類の資料作成

NTT柱に新たに街区表示板を設置する場合は、西日本電信電話株式会社に許可申請を行う必要があるため、申請に必要な次の資料を作成するものとする。

- ・所在地、電柱番号を整理した位置図
- ・写真（協議用：電柱札、電柱全景 完成用：電柱札、電柱全景）
- ・添架申込みに関する資料
（申請書兼承諾書・添架設備一覧表・添架協議票兼完成状況票）
- ・土地所有者の承諾簿

※土地所有者の承諾簿作成にあたっては、発注者が土地の地番を調査し、土地の登記簿謄本を貸与するので、受注者が土地所有者の承諾を取りに行くものとする。

※承諾が得られなかった場合は対象電柱を候補から外し、発注者と協議の上、代替案を検討するものとする。

※許可が下りた時点で設置枚数が確定する。

⑤街区表示板・ステンレスバンドの貸与

街区表示板・ステンレスバンドは、設置枚数が確定した段階で発注者が調達し、納品後（設置枚数確定後2～3カ月程度）に貸与する。

※ステンレスバンドについては、設置時の破損等を考慮した本数を貸与する。

（4）設置業務

（3）で作成した作業用地図に基づき、街区表示板を設置する。街区表示板の設置方法は、別紙5の通りとする。

ステンレスバンドの貸与本数を超過し、なおも不足する場合は、受注者の負担で調達すること。

（5）報告書作成

次の資料を整理したものを報告書として取りまとめる。

①街区表示板設置位置図

作業用地図に街区表示板を設置した箇所を●（塗りつぶし）でマーキングする。

関電柱に設置した場合 ●（赤色の塗りつぶし）

NTT柱に設置した場合 ●（緑色の塗りつぶし）

旧板が残っている場合 ●（黄色の塗りつぶし）

NTT 柱の設置図を別途作成し、設置図に対応した一覧表を作成する。

②街区表示板設置完了後の現地写真

③作業日報

4. 設計変更

設置業務の設計数量は、設置最大枚数の9割とし、実際の設置枚数に応じて設計変更を行うものとする。

令和8年度 街区表示板設置業務区域

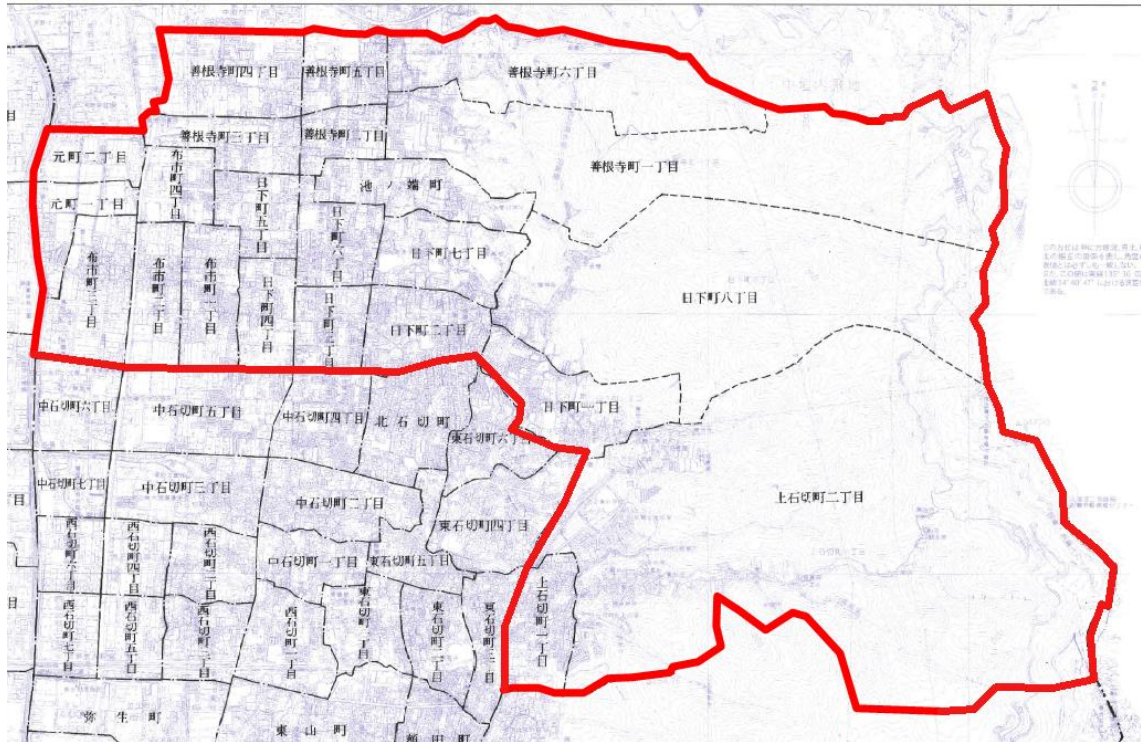
区域	町名	街区	設置最大枚数
東大阪市第6次住居表示整備 事業実施区域 及び上石切町2丁目地区 及び東大阪市第7次住居表示 整備事業実施区域	上石切町一丁目	1～12	48
	上石切町二丁目	1～40	160
	池之端町	1～11	44
	日下町一丁目	1～10	40
	日下町二丁目	1～12	48
	日下町三丁目	1～8	32
	日下町四丁目	1～4	16
	日下町五丁目	1～8	32
	日下町六丁目	1～10	40
	日下町七丁目	1～9	36
	日下町八丁目	1～6	24
	善根寺町一丁目	1～9	36
	善根寺町二丁目	1～6	24
	善根寺町三丁目	1～7	28
	善根寺町四丁目	1～12	48
	善根寺町五丁目	1～8	32
	善根寺町六丁目	1～11	44
	布市町一丁目	1～10	40
	布市町二丁目	1～12	48
	布市町三丁目	1～11	44
	布市町四丁目	1～8	32
	元町一丁目	1～6	24
元町二丁目	1～5	20	
		235街区	940枚(※)

$$940 \times 0.9 = 846 \text{ 枚} \quad \dots \text{設計数量}$$

(※) 過去の平均設置率をかけた枚数を設置予定枚数として発注するため、調査結果により増減する可能性がある。

令和8年度 街区表示板設置業務区域図

(東大阪市第6次住居表示整備事業実施区域及び上石切町二丁目及び東大阪市第7次住居表示整備事業実施区域)



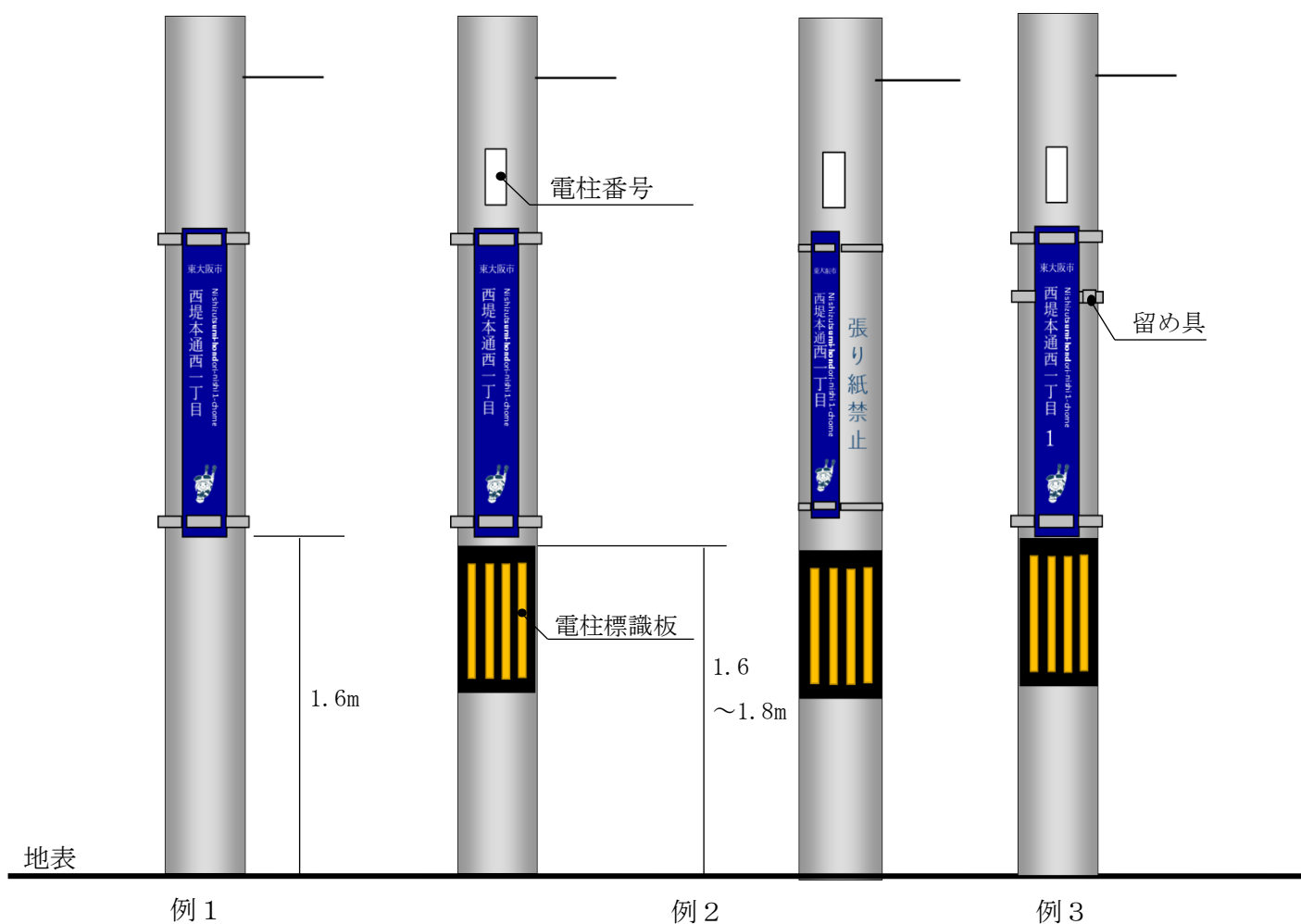
貸与品等

品 名	数 量	摘 要
白地図データ	1 式	GIS データ
街区表示板	1 式	設置枚数 ⇒調査を行い NTT 許可後に確定 引き渡し場所 ⇒本庁 13 階都市計画室 引き渡し時期 ⇒設置枚数確定後 3 か月程度
街区表示板取付ステンレスバンド	1 式	設置枚数×2×1.05 (本) 引き渡し場所 ⇒本庁 13 階都市計画室 引き渡し時期 ⇒設置枚数確定後 3 か月程度
その他必要となった資料		

納入する成果品等

品名	規格	数量	納入時期	摘要
現況図	A3版	1式	中間時	A4ファイル (製本)
街区表示板設置図(NTT柱)	A3版	1式	中間時	A4ファイル (製本)
全景写真(NTT柱のみ)	A4版	1式	完了時	データ納品
添架設備一覧表	A4版	1式	中間時	A4用紙
添架協議票兼完成状況票	A4版	1式	中間時	A4用紙
街区表示板設置承諾簿	A4版	1式	中間時	
街区表示板設置図(全図)	A3版	1式	完了時	A4ファイル (製本)
街区表示板設置写真	A4版	1式	完了時	A4ファイル (製本)
作業日報	A4版	1式	完了時	A4ファイル (製本)
設置枚数集計表	A4版	1式	完了時	A4ファイル (製本)

設置時の注意点



◇ 板の加工及びバンドの通し方について

- ・板は電柱に沿うようにあらかじめ湾曲させること。
- ・バンドは板の中央で板の前に来るように通すこと。

◇ 設置時の注意事項

- 1, 設置高さは、1.6m程度を標準とする。(例1参照)
- 2, 電柱標識板・電柱番号・張り紙禁止の文字に重ならないように設置すること。(例2参照)

※電柱標識板が地表から1.8m以上ある場合は設置しない。

避けて設置する場合は、以下のことに注意すること。

- ・板の向きは、通行人や車内等から見えやすい方向とすること。
- ・電柱の突起物や既存バンドの留め具を避けること。(例3参照)
- ・電柱番号の裏側にバンドを通して良い。

※街区表示板の向きや設置位置等、不明な点がある場合は、発注者に相談すること。